

様式第 1 号（第 3 条関係）

審 査 基 準 整 理 票

|  |  |             |             |
|--|--|-------------|-------------|
| 処 分 名  | 保護の変更の申請に対する処分                         |             |             |
| 根 拠 法 令 名  | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）                | (条項)        | 第 24 条第 9 項 |
| 基 準 法 令 名  | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）                | (条項)        | 第 8 条       |
|  | 生活保護法による保護の基準<br>（昭和 38 年厚生省告示第 158 号） | (条項)        |             |
| 所 管 部 署  | 福祉子ども部 生活福祉課 保護第 1～4 係                 |             |             |
| 標 準 処 理 期 間  | 14 日（30 日）                             | 法 定 処 理 期 間 | 14 日（30 日）  |
| <p>【審査基準】 ・ 文書の名称 【 生活保護法による保護の実施要領について<br/>（昭和 36 年厚生省発社第 123 号 厚生事務次官通知） 】</p> <p>【 生活保護法による保護の実施要領について<br/>（昭和 38 年社発第 246 号 厚生省社会局長通知） 】</p> <p>【 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて<br/>（昭和 38 年社保第 34 号 厚生省社会局保護課長通知） 】</p> <p>・ 掲載図書等 【 生活保護手帳（中央法規出版） 】</p> <p>・ 内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>[保護の変更の申請に対する処分に係る審査基準]</p> <p>保護の変更の申請に対する処分に係る審査基準は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護に関して定められた同法第 8 条の規定に基づく生活保護法による保護の基準（昭和 38 年厚生省告示第 158 号）及び上記に掲げる文書に定めるとおりとする。</p> <p>なお、当該告示等が掲載された上記の掲載図書は、担当課において備え置く。</p> |  |             |             |

## 参 考

### [根拠法令]

#### 生活保護法

(申請による保護の開始及び変更)

#### 第24条 1～8 略

9 第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

#### 10 略

### [基準法令]

#### 生活保護法

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じた必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。